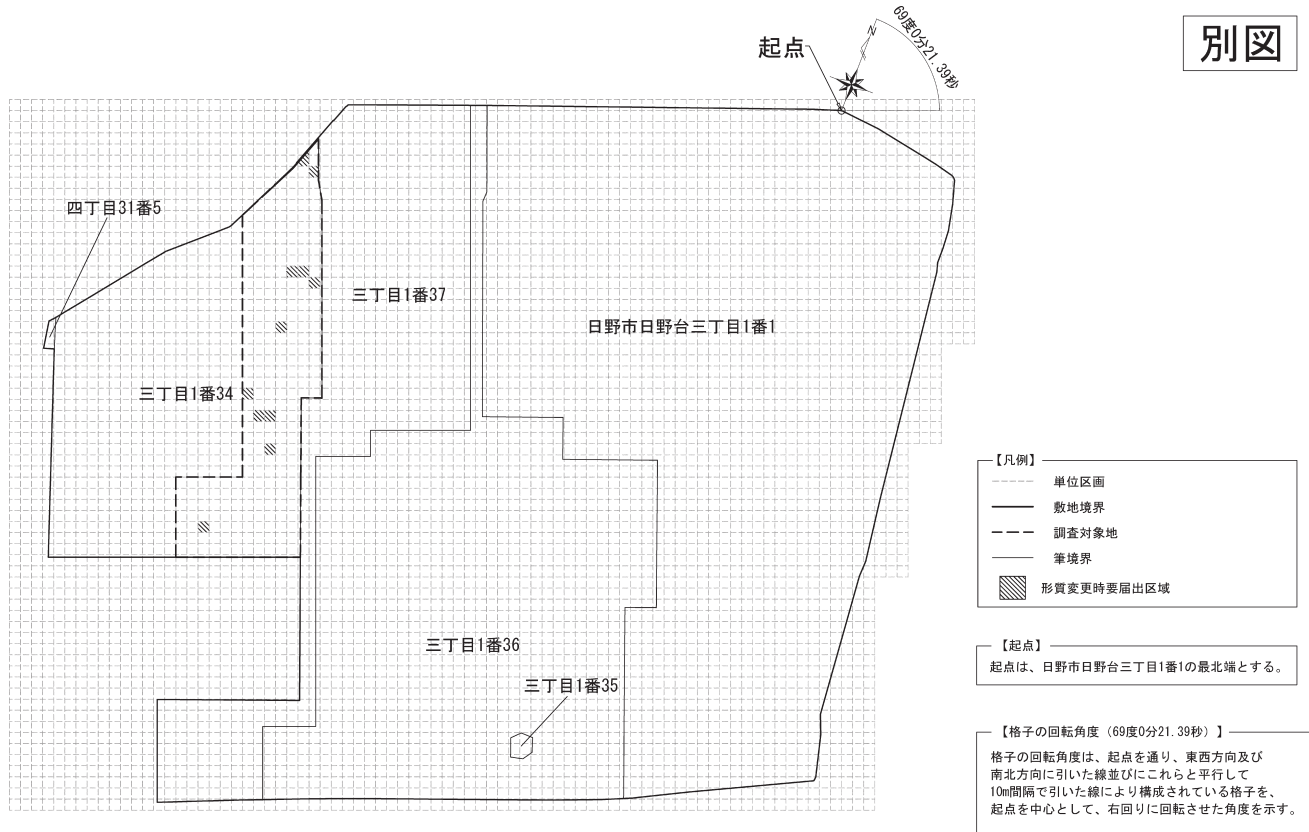


別図



●東京都告示第六百五十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 主催者の名称及び所在地 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の 開催年月日並びに会場の名称及び所在地
 (一) クリーニング師の研修
 ア 令和八年八月三十日
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号

イ 令和八年十一月十五日
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号

ウ 令和八年十二月二十日
 トヨタドライビングスクール
 東京都
 立川市羽衣町一丁目三番四号

エ 令和九年一月二十日
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号

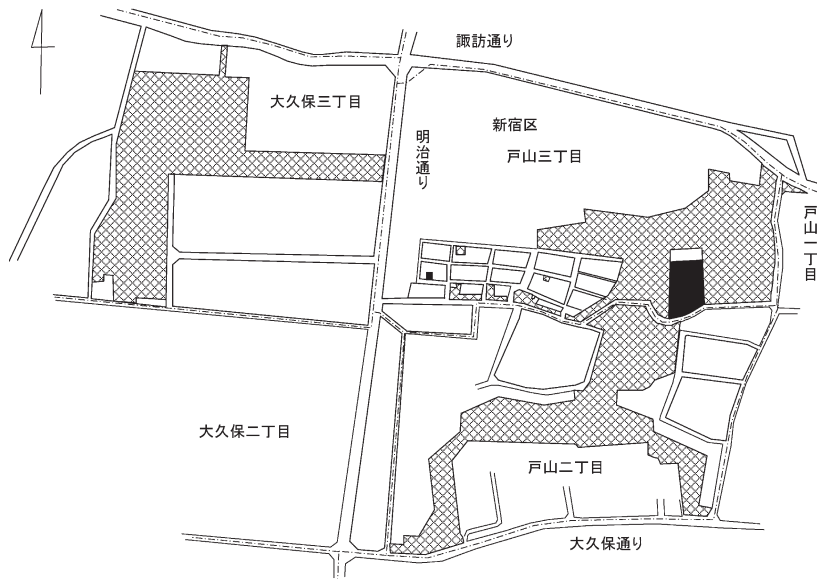
(二) 業務従事者に対する講習
 ア 令和八年八月二十日

シ	サ	コ	ケ	ク	キ	カ	オ	エ	ウ	イ
令和八年十二月十日	令和八年十二月二日	令和八年十一月二十日	令和八年十一月五日	令和八年十月二十八日	令和八年十月十五日	令和八年十月九日	令和八年九月三十日	令和八年九月十七日	令和八年九月十日	令和八年九月三日
文京区後楽二丁目三番十号	日本クリーニングセンター	文京区後楽二丁目三番十号	立川市羽衣町一丁目三番四号	日本クリーニングセンター	日本クリーニングセンター	トヨタドライビングスクール	日本クリーニングセンター	品川区立総合区民会館	日本クリーニングセンター	文京区後楽二丁目三番十号

<p>●東京都告示第六百五十二号</p> <p>クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。</p> <p>令和八年四月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 研修及び講習の主催者の名称及び所在地</p> <p>公益財団法人全国生活衛生営業指導センター</p> <p>港区新橋六丁目八番二号</p> <p>二 研修及び講習の開催年月日並びに受講方法及び受講場所</p> <p>(一) クリーニング師の研修</p> <p>令和八年五月一日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>オンデマンド方式</p> <p>自宅等におけるオンデマンド受講</p>	<p>三 受講料</p> <p>(一) クリーニング師の研修 五千円</p> <p>(特管物研修を含む場合 八千円)</p> <p>(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円</p>	<p>ス 令和八年十二月十六日</p> <p>日本クリーニングセンター</p> <p>文京区後楽二丁目三番十号</p> <p>セ 令和九年一月十四日</p> <p>日本クリーニングセンター</p> <p>文京区後楽二丁目三番十号</p> <p>ソ 令和九年一月二十九日</p> <p>日本クリーニングセンター</p> <p>文京区後楽二丁目三番十号</p>	<p>日本クリーニングセンター</p> <p>文京区後楽二丁目三番十号</p>
---	---	--	---

<p>●東京都告示第六百五十三号</p> <p>東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第一百七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。</p> <p>令和八年四月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>公園名 変更内容 変更年月日</p> <p>東京都立戸山公園 別図のとおり 令和八年五月一日</p>	<p>三 受講料</p> <p>(一) クリーニング師の研修 五千円</p> <p>(特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含む場合 八千円)</p> <p>(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円</p> <p>(三) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習 三千円</p>	<p>(二) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習</p> <p>令和八年五月一日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>オンデマンド方式</p> <p>自宅等におけるオンデマンド受講</p> <p>(三) 業務従事者に対する講習</p> <p>令和八年五月一日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>オンデマンド方式</p> <p>自宅等におけるオンデマンド受講</p>
--	--	--

別図



東京都立戸山公園 区域変更略図
 変更箇所 新宿区戸山一丁目及び戸山三丁目
 変更前の区域 面積 一八六、四七一・八一 平方メートル
 追加区域 面積 四、三二六・一七 平方メートル
 変更後の面積 一九〇、七八七・九八 平方メートル

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線（国立市谷保）国立市富士見台四丁目間）建設事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和八年六月四日（木曜日）午後一時三十分開始

二 場所

国立市役所隣接会議室棟

国立市富士見台二丁目四十七番三号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和八年五月十四日（木曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は申出フォーム（電子申請サービス）により提出すること。

(一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号

- (一) 対象事業の名称
 - (二) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）
- 四 公述申出先
- (一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、東日本旅客鉄道南武線(谷保駅〜立川駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 日時

令和八年六月九日(火曜日)午前十時三十分開始

二 場所

国立市役所隣接会議室棟

国立市富士見台二丁目四十七番三号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和八年五月十四日(木曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は申出フォーム(電子申請サービス)により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都

の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

正 誤

〇令和八年四月八日付目次

一	上	後から	一行	誤	正
			一一	環境影響評価書	環境影響評価書
				案等	等

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

